

1 市県民税等申告相談の会場

平成28年2月16日から3月15日まで開催する申告相談は、こもろプラザ2階の会議室を会場とします。お間違えのないようご注意ください。

なお、平成27年分所得税の還付申告は、平成28年1月4日から佐久税務署で受け付けています。詳細は、広報こもろ2月号でお知らせします。



2 軽自動車・バイク等の廃車手続きはお済みですか

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車等の所有者に課税されます。

次のような場合には、早めに手続きを!!

- 転出等により軽自動車・バイク等の定置場を変更した場合
- 軽自動車・バイク等を廃車した場合
- 他人に譲り渡した等で所有権が移転した場合

※手続きの受付窓口は、車両の種類によって異なりますので注意してください。

車両種別	手続きの場所	手続きに必要なもの
原付（125cc以下のバイク）等 農耕作業用自動車	小諸市役所税務課	・ナンバープレート ・印鑑 ・標識交付証明書
軽自動車（四輪乗用・貨物） 125cc超～250cc以下のバイク	軽自動車検査協会（※） ☎050-3816-1854	○一般的な場合 ・印鑑（所有者のもの） ・車検証・手数料 ・ナンバープレート（廃車のみ） ○名義変更の場合 ・新所有者の住民票及び印鑑 ※必要なものは手続きによって異なりますので、左記に確認してください。
250ccを超えるバイク	長野運輸支局（※） ☎050-5540-2042	

※長野県自家用自動車協会小諸支部でも手続きを代行しています。【☎22-0496（小諸消防署隣）】

3 軽自動車税の税率を引き上げます

平成26・27年度税制改正において、軽自動車と小型の普通自動車との間の税の負担水準の格差を見直し、グリーン化を進めるなどの観点から、軽自動車税の標準税率の引き上げ等が行われました。この改正を踏まえた市税条例の改正により、軽自動車税の税率を次のとおり変更します。

なお、四輪車などは、平成27年3月31日以前に新規登録した車両（初めて車両番号の指定を受けた車両）は、登録後13年まで、現行税率のままです。

※初めて車両番号の指定を受けた年から13年を経過した車両（電気軽自動車等を除く）は、平成28年度から、次の表の重課税率が適用されます。

車種区分		標識の色	現行 (H27年度まで)	改正後 (H28年度～)	重課税率 (H28年度～)	
原動機付自転車	50cc以下	白	1,000円	2,000円		
	50cc超90cc以下	黄	1,200円	2,000円		
	90cc超125cc以下	桃	1,600円	2,400円		
	ミニカー	水色	2,500円	3,700円		
軽二輪125cc超250cc以下		白	2,400円	3,600円		
三輪自動車		白	3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上	乗用	営業用	黒	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	黄	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	黒	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	黄	4,000円	5,000円	6,000円
雪上車		白	2,400円	3,600円		
小型特殊自動車	農耕作業用	緑・白	1,600円	2,400円		
	その他	緑	4,700円	5,900円		
二輪の小型自動車 250cc超		白	4,000円	6,000円		

